

E i w a N e w s

事業承継税制の拡充

平成 30 年 2 月
(No. 151)

前月の本誌 No.150 で平成 30 年度税制改正大綱の概要をご紹介しました。
今回は、その税制改正項目の中より、事業承継税制についてご紹介いたします。
なお、税制改正法案の国会審議の状況により、法律の内容が異なる場合がありますことをご了承ください。

[1] 事業承継税制（現行）

事業承継税制とは、後継者である相続人又は受贈者が、相続又は贈与により円滑化法の認定を受ける非上場会社の株式を、先代の経営者から取得し、その会社を經營する場合、後継者が納付すべき相続税又は贈与税のうち、一定額の猶予を受けることができる制度です。

この制度の適用を受けるためには、以下の要件を満たす必要があり、相続税については、相続開始後 8 ヶ月以内に、贈与税については、贈与を受けた年の翌年 1 月 15 日までに、都道府県知事に一定の申請を行い、円滑化法の認定を受けなければなりません。

(1) 会社の要件

以下の要件に該当する中小企業者（上場会社、資産管理会社等を除く）であること。

業種目	資本金		従業員数
製造業その他	3億円以下	又は	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 (一定のものを除く)	3億円以下	又は	900人以下
卸売業	1億円以下	又は	100人以下
小売業	5,000万円以下	又は	50人以下
サービス業	5,000万円以下	又は	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業 又は 情報処理サービス業	3億円以下	又は	300人以下
サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	又は	200人以下

(2) 先代経営者の主な要件

相続・贈与共通

イ、会社の代表権を有していたこと

ロ、相続開始又は贈与の直前に、親族等で会社の総議決権の過半数を保有しており、筆頭株主であったこと

贈与

贈与時において、会社の代表権を有していないこと

(3) 後継者の主な要件

相続

- イ、相続開始から5ヶ月後に、会社の代表権を有していること
- ロ、相続開始の直前において、会社の役員であること
- ハ、親族等で会社の総議決権の過半数を保有し、筆頭株主になること

贈与

- イ、贈与時において、20歳以上であり、会社の代表権を有していること
- ロ、贈与時において、役員就任から3年以上経過していること
- ハ、親族等で会社の総議決権の過半数を保有し、筆頭株主になること

(4) 猶予継続の主な要件

納税の猶予を続けるためには、相続税又は贈与税の申告期限から5年間、継続して以下の要件を満たす必要があります。

後継者が会社の代表者であること

雇用の8割以上を5年間平均で維持すること

後継者が会社の株式を継続して保有すること

5年経過後に会社の株式を一部譲渡した場合は、その譲渡した株式に相当する猶予税額の納付が必要となります。

[2] 主な改正の内容

事業承継税制の各要件が、以下のように改正されます。

内容	改正前	改正後
対象株式数の上限	発行済株式総数の3分の2	上限なし
納税猶予割合	対象株式の80%に係る相続税	対象株式の100%に係る相続税 (贈与税は改正前から全額が対象)
被相続人・贈与者	先代経営者のみ	代表者以外を含む複数の株主も対象
相続人・受贈者	筆頭株主となる後継者のみ	複数の後継者も対象 1
雇用要件	承継後5年間、雇用の8割を維持	雇用の8割を維持できない場合も 納税猶予の継続が可能 2

1 後継者が複数人で承継する場合は、議決権割合の10%以上を有し、議決権保有割合上位3位までの同族関係者で、代表権を有する者に限られます。

2 雇用の8割を維持できない理由を記載した書類を提出することで、納税猶予を継続することができます。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願い申し上げます。